

一般社団法人島根県レクリエーション協会事業支援助成金交付規程

(目 的)

第1条 この規程は、本県におけるレクリエーションの普及、振興及び組織の育成を図るため、正会員が行う各種事業に対して助成する助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 この交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、正会員が主催し、事前に一般社団法人島根県レクリエーション協会（以下「本会」という。）が共催又は後援を承諾した事業とする。ただし、本会の他の助成等を受けている事業は対象外とする。

2 同一年度内における助成事業の数は、原則として1会員につき1事業とする。

3 助成事業の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成の金額)

第3条 本会が交付する助成金の額は、助成事業における正会員の自主財源支出の半額とし、上限を原則として1団体30,000円とする。ただし、千円未満は切り捨てる。

2 本会が交付する助成金の総額は、本会の当該年度予算の範囲内とし、各正会員からの申請総額がこれを上回った場合は、申請額に応じて均等に配分する。

(助成金交付等の手続き)

第4条 この助成金の交付申請等については、次のとおりとする。

(1) 助成の交付を受けようとする正会員は、助成金交付申請書（様式1）を本会会長に提出しなければならない。

(2) 本会会長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を総務委員会で審議し、適当と認めるときは助成金交付決定通知書（様式2）をもってその正会員に対し通知し、助成金を交付するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付 則)

この規程は、令和6年5月18日から施行する。